

政策Ⅵ 参加と協働が活発なまちづくり

施策 6-1 開かれた町政の推進

【現状と課題】

国と地方の関係においては、厳しい行財政状況のもと、地方分権一括法の施行に伴い、地方分権型行政体制への転換が急速に進んでおり、本町においても自己決定・自己責任による行政運営を展開していくことが強く求められています。

合併により行政エリアが拡大したこともあわせ、これからのまちづくりのためには、地域コミュニティ機能の強化や町民・企業・行政などの多様な主体が情報・知識を共有できる環境づくりを進めることにより、町民のまちづくりへの参加意識を高めていく必要があります。

今後、町政への町民の参画機会を増やす仕組みづくりを進めることで、参加と協働によるまちづくりを推進し、町の一体感の醸成を図ることが課題となっています。

【基本事業】

6-1-1 行政情報提供の促進

町広報紙の発行に加え、町ホームページや地域イントラネットなどの情報通信基盤を活用した場所を問わないタイムリーな行政情報の発信や即時性の高いメール配信などの活用により情報の共有化を推進します。

6-1-2 公聴活動の推進

特色のあるまちづくりを進める上で必要となる町民の町政への参画機会を確保する観点から、町民の意見等を聴きそれを効果的に町政に反映させる仕組みづくりを行います。

6-1-3 ボランティア・NPOによるまちづくり活動の促進

自主的なまちづくり活動を行うボランティア組織やNPO団体等が、まちづくり活動に取組みやすい環境づくりを推進します。

6-1-4 協働のまちづくりの推進

住民自らが主体的に、あるいは行政と住民がともに手をとり合って、まちづくりに係わる機会を増やすことによって、住民自治意識の高揚と地方分権社会の構築を目指します。

基本事業	主要事務事業
行政情報提供の促進	・ 広報発行事業 ・ ホームページ更新事業 ・ 行政情報発信事業
公聴活動の推進	・ 出前トーク事業 ・ パブリックコメント制度の構築
ボランティア・NPOによるまちづくり活動の促進	・ ボランティア・NPO活動支援事業
協働のまちづくりの推進	・ 提案公募型協働事業 ・ ふるさとまちづくり・ひとづくり創出事業 ・ 協働によるまちづくりに関する基本方針の策定

施策 6-2 地域コミュニティ活動の充実

【現状と課題】

少子高齢化の進行や町民ニーズが多様化してきている現在、生活に身近な地域コミュニティの担う役割は、今後、ますます重要となってきます。

参加と協働が活発なまちを実現するためには、町民と行政とのパートナーシップの構築や、地域の課題を地域で解決することが可能な環境づくりが求められています。

このため、地域振興センターを核とした地域コミュニティ活動支援のための仕組みづくりと自立や地域課題の解決に向けた住民自治を促進していくことが重要となっています。

【基本事業】

6-2-1 地域コミュニティの活性化

参加と協働のまちづくりを促すために、地域振興センターを中心とした地域コミュニティ活動の支援体制の充実を図ります。特に、主体性のあるまちづくりを促進するため、地域課題を自らが解決する官民パートナーシップ型活動につながる取組みを重点的に支援します。

6-2-2 コミュニティ活動拠点の整備

コミュニティ活動拠点の整備を支援することにより、持続性・主体性のある地域コミュニティ活動を促進します。

基本事業	主要事務事業
地域コミュニティの活性化	・ 地域コミュニティ団体活動支援事業
コミュニティ活動拠点の整備	・ 地域コミュニティ活動拠点整備支援事業



※NPO Non profit-Organizationの略。継続的・自発的に社会活動を行う営利を目的としない民間の活動団体。